

業務委託契約書（案）

委託者	大分県知事 佐藤 樹一郎
受託者	〇〇〇〇〇〇〇〇
業務名	大分県銀行収納データ作成業務委託

1 業務委託の内容
別添「大分県銀行収納データ作成業務委託仕様書」のとおり

2 業務の履行期間

始期	令和8年10月1日
終期	令和9年10月1日

3 委託金額
別表1の委託料単価に基づくものとする。

4 契約保証金 免除

上記業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、大分県契約事務規則及び別添約款の規定によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保持する。

令和8年 月 日

委託者	住所又は所在地 氏名又は名称	大分県大分市大手町3丁目1-1 大分県知事 佐藤 樹一郎
受託者	住所又は所在地 氏名又は名称	〇〇県〇〇市〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

約款（業務委託契約）

（総則）

第1条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受託者は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、委託者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（再委託の禁止等）

第3条 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に委託者と協議し、書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 受託者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

6 受託者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。

7 第1項ただし書きの場合、受託者は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、委託者の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

8 前7項の規定は、受託者の承認を受けて再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

（委託業務の調査等）

第4条 委託者は、必要がある場合には、受託者に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（成果物の著作権）

第5条 委託者は、委託業務により受託者が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- （2） 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- （3） 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

（業務内容の変更等）

第6条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者受託者協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、委託者受託者協議して定めるものとする。

（期間の延長）

第7条 受託者は、その責めに帰することができない理由により、委託期間までに委託業務を完了できないときは、委託者に対して、遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。

2 委託者は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、委託期間を延長

するものとする。

(損害の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者の負担とするものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第9条 委託者は、受託者が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、委託者の受託者に対する債務と相殺することができる。

3 委託者の責めに帰する理由により、第14条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息の支払を委託者に請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第10条 受託者は、第16条第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し委託者又は第三者に損害を発生させた場合、委託者の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 委託者は、前項に基づき受託者が委託者に対し賠償すべき額について、受託者が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、受託者の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(機密の保持)

第11条 委託者及び受託者は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

(2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であって、口頭による提供

後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 委託者及び受託者は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 受託者は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(検査及び引渡し)

第13条 受託者は、委託者が定める期日までに委託者が定める方法で納品しなければならない。

2 委託者は、前項の納品後は速やかに検査を行い、検査に合格した後、成果物の引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、受託者は、委託者の指定した期間内に補正を行い、委託者の再検査を受けなければならない。

(委託金額の支払)

第14条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きにより委託金額の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 受託者が第13条第2項により委託者に引き渡した成果物について、委託者が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、委託者は受託者に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を委託者の定めた期間内に受託者が完了することができなかった場合、委託者は受託者に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 成果物について契約不適合があった場合は、委託者は受託者に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない

理由により発生したときは、委託者は受託者に対して損害賠償の請求をすることができない。

- 4 委託者は、委託者の供した材料の性質又は委託者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその材料や指図が不適合であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 5 委託者が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(契約の解除)

第16条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受託者に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 受託者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 本業務を処理するために受託者が取り扱う機密情報・個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があった場合。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第17条 前条各号の規定又は第15条第2項の規定により委託者が契約を解除したときは、受託者は委託金額の10分の1を違約金として委託者の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

(特約事項)

第18条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者受託者協議して定めるものとする。

別表 1

委 託 料 単 価

(ア) データ入力

帳票受領先	納品先	帳票名	単価／枚 (うち消費税額等)
大分銀行 第二事務センター	財務総合システム 保守業者等	OCR財務(旧)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		OCR財務(新)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		OCR財務(新QR)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		OCR県税(一般)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		OCR県税(自税)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		手書県税(一般)	
		手書汎用納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		個人県民税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		県民税利子割納付書(公社債)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		県民税利子割納付書(私募公社)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		県民税利子割納付書(懸賞金付)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		個人事業税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		不動産取得税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		県たばこ税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		ゴルフ場利用税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		鉦区税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		軽油取引税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		県民税配当割	〇〇〇〇円(〇〇円)
		県民税株式譲渡所得割	〇〇〇〇円(〇〇円)
		産業廃棄物税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		法人三税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		地方消費税	〇〇〇〇円(〇〇円)
		ゆうちょ銀行(九州外)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		宿泊税	〇〇〇〇円(〇〇円)
		手書県税(自税)	
		自動車税納付書	〇〇〇〇円(〇〇円)
		自動車税納付書②	〇〇〇〇円(〇〇円)
		手書(税務課)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		手書(一時取扱)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		手書(財務)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		手書(森林環境税)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		高校授業料	〇〇〇〇円(〇〇円)
		その他	〇〇〇〇円(〇〇円)
会計課	税務課	OCR県税(個人事業税口座振替)	〇〇〇〇円(〇〇円)
		手書県税(自動車税種別割口座振替収納済入力票)	〇〇〇〇円(〇〇円)

(イ) その他管理費(搬送費、帳票仕分け等)

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円／月(うち消費税額等〇〇〇,〇〇〇円)

ただし、契約単価に10／110を乗じて得た額が取引に係る消費税である。

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取得の範囲と手段)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得た上で、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。

4 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、契約時に甲に書面（様式1）で届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様に、変更前に届け出るものとする。

5 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

6 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

8 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。

(2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。

(3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。

ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置

イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置

ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置

- (4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。
 - (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
 - (6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。
- (返還、廃棄及び消去)

第7条 甲から引き渡された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面（様式2））を甲に提出しなければならない。また、第1項の機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も甲に書面（様式2）により報告しなければならない。
- 6 乙は、委託業務完了後も第1項の機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、甲に書面（様式3）により申請の上、甲の書面（様式4）による承認を受けなければならない。
- 7 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(責任体制の整備)

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者及び業務従事者の監督)

- 第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、契約時に書面（様式1）で甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に、変更前に報告するものとする。
- 2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
 - 3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者)

第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

第17条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務において第7条第1項の機密情報・個人情報を取り扱う場合は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査（書面）報告書（様式5）により監査、調査等（以下「実地検査」という。）をするものとする。

3 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合は実地検査を書面報告に代えることができる。なお、乙から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

- (1) 乙がプライバシーマーク又はISMS（JISQ27001（ISO/IEC27001））の認証を取得している場合
- (2) 乙の作業場所について、セキュリティ対策として乙の従業員以外の立ち入りを禁止している場合
- (3) 乙の作業場所が県外等の遠隔地にある場合
- (4) 甲から乙に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合
- (5) 乙が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う個人情報の人数が10人未満の場合
- (6) 契約期間が1箇月以内、かつ、甲が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合